

事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件で
ご利用できます。

ここに掲載されている事業や融資制度は主なものです。
このほかにも利用できる事業や融資制度がありますので、ご相談ください。

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済据置期間(以内)
効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善			
<ul style="list-style-type: none"> ● 農地などの取得 ● トラクターなどの農機具の取得 ● 農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ● 家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ● 償還負担を軽減するための農業負債整理資金 	<ul style="list-style-type: none"> (認定農業者の方) 農業経営基盤強化資金 (略称：スーパーL資金) 	25年	10年
	<ul style="list-style-type: none"> (その他の担い手の方・集落営農組織) 経営体育成強化資金 	25年	3～10年
<ul style="list-style-type: none"> ● 農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備 ● 施設の稼働に関連する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設資金 (略称：スーパーW資金) 	10～15年	3年
事業再生による農業者の再生・整理承継			
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の再生に必要な資金 	<ul style="list-style-type: none"> 経営体育成強化資金 	25年	3年
環境保全への取組、生産基盤の整備や地域振興			
<ul style="list-style-type: none"> ● 家畜排せつ物処理施設の整備 ● バイオマス利活用施設の整備 ● 太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産経営環境調和推進資金 	15～20年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設資金(環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設) 	15～20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ● 用水路、排水路、農道の整備 ● ほ場、牧野の整備 ● 農業集落排水施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 農業基盤整備資金 	25年	10年
	<ul style="list-style-type: none"> 担い手育成農地集積資金 	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> ● 農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ● 農産物の処理加工施設の整備 ● トラクターなどの農機具の取得 	<ul style="list-style-type: none"> 振興山村・過疎地域経営改善資金 	25年	8年
<ul style="list-style-type: none"> ● 農作業受託に必要な農機具の取得、農舎の整備 ● 施設の稼働に関連する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設資金(アグリサポート事業) 	10～15年	3年
セーフティネット機能			
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金 	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した生産設備の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設資金(災害復旧) 	15～25年	10年
ベンチャーなど新規事業育成			
<ul style="list-style-type: none"> (新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための) ● 農産物の生産施設や機械の取得 ● 農産物の加工販売施設の整備 ● 試験研究施設の整備 ● 施設の稼働に関連する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設資金(特別振興事業) 	10～15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> 資本的劣後ローン 	18年固定	8年固定
適切な森林整備			
<ul style="list-style-type: none"> ● 人工植栽、天然林の改良 ● 下刈、間伐などの森林の保育管理 ● 造林用機械の取得 ● 林道、作業道の開設・改良 	<ul style="list-style-type: none"> 林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐) 	20～55年	3～35年
	<ul style="list-style-type: none"> 森林整備活性化資金 	30年	20年
林業の担い手の経営改善			
<ul style="list-style-type: none"> ● 造林のための土地、林地の取得 ● 分収林の取得 	<ul style="list-style-type: none"> 林業経営育成資金 	20～35年	20～25年
地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備			
<ul style="list-style-type: none"> ● 林産物の処理加工施設の整備 ● 林産物の流通販売施設の整備 ● 素材生産施設・機械の取得 ● 森林レクリエーション施設の設置 ● 集会施設などの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 振興山村・過疎地域経営改善資金 	25年	8年
	<ul style="list-style-type: none"> 林業構造改善事業推進資金 	20年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設資金 	15～20年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域活性化資金 	15～25年	3～8年
セーフティネット機能			
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金 	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧造林、林道の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 林業基盤整備資金(災害復旧) 	20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した生産設備の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設資金(災害復旧) 	15～20年	3年

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済 据置期間(以内)		
漁業の担い手の経営改善	● 漁具、漁船漁業用施設などの整備 ● 漁獲物の処理加工施設の整備 ● 漁業経営の改善に必要な長期資金 ● 養殖用施設・作業船の整備	漁業経営改善支援資金	15年	3年	
	● 漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置	漁船資金	5～12年	2年	
	水産資源の適切な管理と持続的利用への取組	● 漁場の改良・造成 ● 種苗生産施設の設置 ● 漁業環境保全のための施設の整備	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年	3年
		漁村環境活性化	● 漁港施設の整備 ● 漁業集落排水施設などの整備	漁業基盤整備資金(漁港整備)	20年
セーフティネット機能	● 負債整理資金	漁業経営安定資金	15～20年	3年	
	● 災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年	
	● 被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金(災害復旧)	15～20年	3年	

食品産業融資	安全・安心な食品の安定供給への取組	● 食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など	食品産業品質管理高度化促進資金 (略称：HACCP資金)	15年	3年
		● 基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備 ● 米粉の新用途への利用の促進に必要な施設の整備など	食品安定供給施設整備資金	15年	3年
	原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携	● 中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売施設の整備 ● 需要を開拓するための展示・販売施設の整備	中山間地域活性化資金	15年	3年
		● 米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など	特定農産加工資金	15年	3年
		● 他の農産加工業への転換のための施設の整備など ● 生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など			
		● いわし、さばなどの水産加工施設の整備など	水産加工資金	15年	3年
		● 米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など	新規用途事業等資金	15年	3年
		● 飲用牛乳の処理施設の整備 ● 乳製品の製造施設の整備 ● 牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備	乳業施設資金	15年	3年
	農畜水産物の流通システム整備	● 卸売市場、場内業者施設の整備 ● 生産者と食品製造業者とが提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備 ● 生産者と食品販売業者とが提携して実施する食品流通システムの整備	食品流通改善資金	15～25年	3～5年

- 1: 融資の限度額について
 一般的には、融資対象事業により資金のご利用先が負担する額の30～80%を上限に融資することとしています。
 なお、融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。
- 2: 融資の利率について
 ● 利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です。
 (資金によっては融資後10年経過することに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります。)
 ● 資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
 ● なお、最新の金利は日本政策金融公庫農林水産事業のホームページ(<http://www.afc.jfc.go.jp>)をご覧ください。
- 3: ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの日本政策金融公庫支店(農林水産事業)または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

平成21年度からの新しい融資制度(トピックス)

融資制度について、農林漁業や食品産業を営む皆さまの経営支援を一層強化するため、21年度(一部20年度の途中)から以下の措置がなされました。

1—各種無利子制度の創設

省エネルギー・低コスト化への取組の支援、雇用の創出に結びつく取組の支援などを目的として、平成20および21年度の補正予算措置により、スーパーL資金およびセーフティネット資金(農業)に新たな無利子化制度が創設されました。

●スーパーL資金の無利子制度の概要

対象となる方	認定農業者(農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた方)
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金など
融資限度額	個人5百万円超1億円以下、法人5百万円超3億円以下
返済期間	25年以内(うち据置期間10年以内)
要件	①省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業 省エネ・低コスト化に取り組み、経費率を5%以上引き下げることが確実なこと ②雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業 経営改善の取組を通じて、新たな雇用に創出することが確実なこと

●農林漁業セーフティネット資金(農業)の無利子制度の概要

対象となる方	認定農業者、認定就農者、一定の要件を満たす集落営農であって、災害による被害、行政指導、社会的・経済的環境の変化など、本人の責めに帰さない事由により、経営の維持安定に資金が必要な農林漁業者の方
資金の使いみち	経営の維持安定に必要な長期運転資金
融資限度額	300万円 特認 年間経営費等の3/12以内(簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)
返済期間	10年以内(うち据置期間3年以内)
要件	①農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業 認定農業者などであって、省エネ・低コスト化に取り組んでいる又は取り組もうとしていること ②農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業 認定農業者などであって、全国農業会議所等の経営診断を受診していること

2—無担保・無保証制度の充実

経営実績などを評価することで無担保・無保証でスーパーL資金を利用できる円滑化貸付制度の融資限度額が引き上げられました。

●スーパーL資金の無担保・無保証制度の概要

対象となる方	農業経営改善計画の目標水準に達していること、過去5年間に制度資金の延滞がないことなど	
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金等 ※経営の安定化(負債の整理など)は、対象外です。	
融資限度額	個人の場合 1,000万円→2,000万円 法人の場合	
	売上高	融資限度額
	5,000万円未満	2,000万円→4,000万円
	5,000万円以上 1億円未満	3,000万円→6,000万円
1億円以上	5,000万円→1億円	
	※融資限度額が左記金額から右記金額に引き上げられました。	
返済期間	25年以内(うち据置期間10年以内)	

3—セーフティネット機能の強化

農林漁業経営の維持安定を図るために必要な資金を融通する農林漁業セーフティネット資金をより幅広い皆さまにご利用いただけるよう、貸付要件の拡充が図られました。

●農林漁業セーフティネット資金の概要

対象となる方	農林漁業を営む個人または法人(一定の要件を満たした方)
資金の使いみち	経営の維持安定に必要な長期運転資金
融資限度額	300万円 特認 年間経営費等の3/12以内(簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)
返済期間	10年以内(うち据置期間3年以内)
要件	追加された3要件 ●最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること ●前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること ●前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数(長期負債÷(純利益額+減価償却費))が20年以上であること

4— 様々な資金ニーズへの対応

新規性、チャレンジ性が高いと認められる「新規分野等挑戦事業」に取り組む法人を支援するため、借入金の一部を自己資本とみなすことができる「資本的劣後ローン」が創設されました。

また、農商工等連携事業計画の認定を受けた者が行う農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得などを支援するため、農林漁業施設資金(共同利用施設)に特別利率が措置されました。

●資本的劣後ローン〔農林漁業施設資金(特別振興事業にかかる施設)〕の概要

対象となる方	新規分野等挑戦事業に取り組む農林漁業を営む方(法人に限る)
資金の使いみち	新規分野等挑戦事業を実施するために必要な設備資金およびその設備の整備に関連して必要となる立ち上がり運転資金
融資限度額	負担する額の80%又は1億円のいずれか低い額
返済期間	18年(うち据置期間8年)

●農林漁業施設資金(共同利用施設)の概要

対象となる方	農林漁業者の組織する団体など
資金の使いみち	国が認定した「農商工連携事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得など
融資限度額	負担する額の80%
返済期間	20年以内(うち据置期間3年以内)

5— 米穀の新用途への利用促進のための融資制度(食品安定供給施設整備資金)の創設

米穀の新用途(米粉用・飼料用)への利用を促進し、貴重な食料生産基盤である水田を最大限に活用して食料の安定供給を確保するため、米粉・飼料用米の需要拡大を促進する施設整備などに対する融資制度が創設されました。

●食品安定供給施設整備資金(米穀新用途利用促進)の概要

対象となる方	●米粉または飼料(米穀を原材料とするもの)の製造者 ●米粉加工品(米粉パン、米粉めん等)の製造業者 ●原料米、米粉、米粉加工品の流通業者など
資金の使いみち	「米穀の新用途への利用に関する法律」の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う、製造・加工・流通施設の整備及び関連して必要となる費用
融資限度額	負担する額の80%
返済期間	10年超15年以内(うち据置期間3年以内)

6— 森林、林地取得の支援による安定的な森林経営の推進

経営規模の拡大や林業経営の改善を図ろうとする意欲的な林業経営者を支援するために、林業経営育成資金(森林取得・林地取得)の融資限度額が引き上げられました。

※上記の各資金のご利用には、上記以外にも各種要件を満たす必要があります。詳しくは、最寄りの日本公庫支店(農林水産事業)までご相談ください。